

国際テロに対する警察の取組み

1 テロ対策推進 要綱の策定

警察庁では、二〇〇三年（平成一五年）八月、「緊急治安対策プログラム」を策定し、国民が安心して暮らせる安全な社会の確立を目指して様々な対策に取り組んでいるところですが、我が国に対するテロの脅威が急速に高まっているとの認識の下、二〇〇四年（一六年）八月、同プログラムを踏まえつつ、テロの未然防止と発生時の対処について、当面講じるべき諸対策を「テロ対策推進要綱」として取りまとめました。テロ対策に万全を期するためには、警察と関係機関や国民が協力して対策を講じる必要があるため、本要綱には、警察が独自に行う対策だけでなく、幅広い分野にわたる対策が盛り込まれています。

テロ対策推進要綱の概要

1 テロ未然防止対策の強化

(1) 水際対策の強化

- ① 関係機関との緊密な連携による水際危機管理対策
- ② 出入国管理におけるバイオメトリクスの活用
- ③ スカイマーシャルの導入
- ④ 不法滞在者の半減に向けて
- ⑤ 沿岸警戒の強化

(3) 重要施設の警戒警備等の徹底

- ① 国土交通省及び空港管理者と連携した空港防護保安対策の強化
- ② 鉄道テロの防圧
- ③ 原子力関連施設その他の重要施設における警戒警備の徹底
- ④ 警衛・警護措置の強化

(2) テロ関連情報の収集・分析及びテロリスト 容疑者の発見・取締りの強化

- ① 国際テロリストの別状検挙に向けた情報収集・追及態勢の強化
- ② 外国治安情報機関等との連携による情報収集
- ③ 安全保障上の重要課題である北朝鮮問題への対応
- ④ 極左暴力集団対策の推進
- ⑤ 右翼対策の推進
- ⑥ オウム真理教対策の推進
- ⑦ サイバーテロ対策の強化

(4) 危機管理企画機能の強化とテロ未然防止に 必要有効な法制等の整備

- ① 危機管理企画機能の強化
- ② テロ未然防止に必要有効な法制等の整備

2 緊急事態発生時の対処能力の強化

(1) 重大テロ等の迅速的確な対処

- ① NBCテロへの対処
- ② 特殊部隊（SAT）の拡充
- ③ 自衛隊、海上保安庁等との連携の推進

(2) 国民の保護・被害最小化のための的確な 避難誘導、救助等の実施

2 テロの未然防 止に関する行 動計画の決定

二〇〇四年（一六年）一二月、内閣官房長官を長とする「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」において、「テロの未然防止に関する行動計画」が策定され、関係省庁が連携してテロの未然防止のための諸対策を期限を区切って実施することとなりました。同行動計画の「今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策」一六項目のうち、スカイ・マーシャルの導入等の八項目は既に実施されています。

さらに、二〇〇五年（一七年）一二月、同推進本部において、FATF勧告実施のための法律案の作成を警察庁が行うことなどが決定されました。警察においては、引き続き関係省庁と連携しつつ、諸対策の実施に向けて検討を行うこととしています。

今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策等
～「行動計画」第3及び第4の骨子～

○ 2004年度(16年度)に措置を講ずるもの

- ※・ スカイ・マーシャルの導入
- ※・ 旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等
- ※・ 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化
- ※・ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

○ 2005年度(17年度)に措置を講ずるもの

- ・ ICPOの紛失・盗難旅券データベースの活用
- ※◎ 航空会社等による乗客の旅券確認の義務化
- ※・ 東南アジア等への文書鑑識指導者の派遣等
- ※◎ 爆発物等を輸入禁制品にすることによる輸入管理の強化
- ※◎ 核物質防護対策の強化

○ 2006年度(18年度)までに措置を講ずるもの

- ◎ 入国審査時等における外国人の指紋採取等
- ◎ テロリストに対する入国規制
- ◎ 航空機等の長による乗員乗客名簿の事前提出の義務化
- ◎ 生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理強化
- ◎ テロ資金対策に係るFATF勧告の完全実施に向けた取組み
- ◎ 情勢緊迫時における重要施設等の警備強化
- ◎ 空港及び原子力施設の制限区域への立入者の適格性チェック

○ 検討を継続するもの

- ・ テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制
- ・ テロリスト及びテロ団体の指定制度
- ・ テロリスト等の資産凍結の強化

◎は法整備を伴うと思われるもの ※は措置が講じられているもの

3 テロの未然防止 対策の推進

一 情報収集・分析と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報を収集し、それを的確に分析して諸対策に活用することが不可欠です。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、収集される関

かかれていた国際テロ対策室を国際テロリズム対策課に発展的に改組し、二〇〇五年(一七年)四月には、同課に国際テロリズム情報官を設置するなど、体制の強化にも努めています。また、警察は、収集した情報の総合的な分析結果を活用し、不審点の徹底説明、伏在するテロ関連事案等の別扶検挙を推進しています。

連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められます。

警察では、「米国同時多発テロ事件」以降、外国治安情報機関等との連携を一層緊密化し、テロ関連情報の収集・分析活動を強化しています。二〇〇四年(一六年)四月には、警察庁警備局に外事情報部を設置するとともに、従来外事課に置

二 水際対策の強化

テロリストの入国を防ぐためには、国際空港・港湾で、出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが極めて重要です。このため、現場における関係機関の連携強化を図り、政府一体となった危機管理を実現するため、二〇〇四年(一六年)一月、政府に空港・港湾水際危機管理チームを、同年三月までに、国際空港・港湾に危機管理官等を置きました。これらの空港・港湾のすべてに、都道府県警察の警察官が危機管理官、副担当官等として配置されており、これらを中心に、関係機関が連携して、警備の改善、テロ事件を想定した訓練の実施等に取り組み、水際対策の強化に努めています。



成田空港における警戒活動(千葉)

また、二〇〇四年(一六年)六月には、バイオメトリクス(生体情報)を活用した出入国管理の

推進を図るためのワーキングチームが、二〇〇五年（二七年）七月には外国人の在留管理に関する施策を検討するためのワーキングチームが、それぞれ犯罪対策閣僚会議幹事会の下に設置されました。警察庁においては、これらと連携を図りつつ、制度的、技術的な検討を行っています。

三 重要施設の警戒警備

警察では、組織の総合力を発揮して、テロ関連情報を収集・分析するとともに、情勢に応じた警備計画を立案し、効果的かつ効率的な警戒警備を実施するなど、テロの未然防止に万全を期しています。



総理大臣官邸の警戒警備状況

「米国同時多発テロ事件」以降、厳しい国際テロ情勢を踏まえ、総理大臣官邸、原子力発電所、空港等の我が国重要施設や米国関連施設等の警戒警備を強化しています。また、二〇〇五年（一七年）

七月の「英国・ロンドンにおける同時多発テロ事件」の発生に際しては、鉄道等公共交通機関に対する警戒の徹底を図るなど、情勢に応じた的確な警戒警備を実施しています。

4 テロへの対処態勢の強化

一 各種部隊の充実強化

こうしたテロの未然防止対策に加え、万が一テロ等の緊急事態が発生した場合に備え、生物化学テロ等に対応するNBCテロ対応専門部隊、銃器を使用した事案への対処等に当たる銃器対策部隊、ハイジャックや重要施設占拠事案等の重大なテロに対応する特殊部隊（SAT）



SATの訓練状況

隊（SAT）等の体制と装備資機材の充実強化を図っています。特に二〇〇五年（二七年）九月には、既存の七都道府県警察に加え、新たに沖縄県

警察にSATを編成しました。また、実戦的な訓練を実施し、テロ等への対処能力の向上を図っています。

二 スカイ・マーシャルの運用開始

「米国同時多発テロ事件」以降、ハイジャック対策の一環として諸外国では、地上における航空保安対策に加え、警察官等を航空機に警乗させる制度の導入を進めています。

こうした情勢を踏まえ、警察では、関係省庁や航空会社と連携し、我が国の民間航空機に警察官が警乗するスカイ・マーシャルの制度を二〇〇四年（一六年）一二月から開始しています。

三 国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の設置

警察庁では、一九九六年（八年）の「在ペルー日本国大使公邸占拠事件」の教訓を踏まえ、国際テロ緊急展開チーム（TRT:Terrorism Response Team）を設置し、国外で邦人や我が国の権益に関係する重大テロ事件が発生した際にはこれを派遣して、現地治安機関と緊密に連携しつつ、情報収集や人質交渉等の捜査支援を行ってきました。

二〇〇二年（一四年）一〇月の「インドネシア・バリ島における爆弾テロ事件」では、同国の治安機関から我が国に対し、DNA鑑



サイバーフォース

定等の鑑識活動について支援要請があり、専門家をTRTの一員として現地に派遣しました。こうした支援要請には様々なものがあることから、二〇〇四年（一六年）八月、従来のTRTを発展的に改組し、現地治安機関に対してより広範囲の支援活動を行う能力を有する国際テロリズム緊急展開班（TRT-2: Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseas）を発足させました。

TRT-2は、これまでに、二〇〇四年（一六年）九月の「インドネシア・ジャカルタにおける豪州大使館前爆弾テロ事件」や同年一〇月の「イラクにおける邦人人質殺害事件」、二〇〇五年（一七年）一〇月の「インドネシア・バリ島における同時多発テロ事件」に際して派遣されました。

四 サイバーテロ対策

情報システムや情報通信ネットワークが国民生活や社会経済活動に深く浸透している状況の下、二〇〇四年（一六年）八月及び二〇〇五年

（一七年）二月から四月にかけて、中央省庁等のウェブサーバに対して大規模なサイバー攻撃が敢行されるなどの事案が発生しました。これらのサイバー攻撃が重要インフラ事業者等の基幹システムに対して行われれば、その被害は甚大なものとなり、国民生活や社会経済活動に多大な影響を与えます。

このため、警察庁に「サイバーテロ対策推進室」を、各都道府県警察に「サイバーテロ対策プロジェクト」を、警察庁及び各管区警察局に「サイバーフォース」を設置するなどして、サイバーテロの未然防止に努めるとともに、事案が発生した場合には、被害拡大防止及び事件検挙に当たることとしています。

五 国際協力の推進

国際テロ対策は、国際社会が共通して取り組むべき喫緊の課題であり、主要国首脳会議を始め、様々な枠組みの中で活発な議論がなされています。

警察庁も、こうした国際会議に職員を積極的に参加させ、各国が協力して取り組むべき対策について検討を行っています。二〇〇五年（一七年）六月に開催された「G8司法・内務閣僚級会合」には、警察庁次長が出席するなど、テロ対策や国際組織犯罪対策についての日本の取組状況を報告するとともに、共

同声明や行動計画の起草に参画しています。

また、警察庁は、テロ事件の捜査技術を提供するため、一九九五年度（七年度）以降、JICAとの共催で、開発途上国のテロ対策実務担当者を招致し、「国際テロ事件捜査セミナー」を開催しているほか、テロ対策に関する地域協力を推進するため、一九九六年度（八年度）以降、外務省との共催で、東南アジア諸国等のテロ対策担当者を招致し、「地域テロ対策協議」を開催しています。

さらに、我が国は、テロ資金の根絶のため、国連安保理決議で求められているテロリスト等に対する資産凍結措置を実施しています。警察庁は、機動的な資産凍結等を実施するために設置され



「G8司法・内務閣僚級会合」に参加する警察庁次長（右端）（2005年（平成17年）6月、英国）

た「テロリスト等に対する資産凍結等に係る関係省庁連絡会議」に参加するなどして、テロ資金対策に積極的に参画しています。